

○東京工業大学科学技術創成研究院細胞制御工学研究センター設備共用推進体共用設備利用規程

令和2年5月13日
科技院規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京工業大学設備共用推進体設置要項（令和2年4月3日制定）第7条第1項の規定に基づき、科学技術創成研究院細胞制御工学研究センター設備共用推進体（以下「設備共用推進体」という。）が管理・運用する共用設備の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「共用設備」とは、設備共用推進体が管理する装置その他付属する設備であって、別に定めるものをいう。

(利用資格)

第3条 共用設備を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 東京工業大学（以下「本学」という。）の教員、研究員、学生等
- 二 細胞制御工学センター（以下「センター」という。）を担当する教員と共同研究を行っている者
- 三 その他設備共用推進代表者（以下「代表者」という。）が特に認めた者

(利用用途の範囲)

第4条 共用設備は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に利用することができる。

- 一 利用が、科学技術又は産業技術の発展を目的とする活動の一環であること。
- 二 利用が、営利を直接目的としていないこと。
- 三 利用が、本学の業務遂行上の妨げとなるおそれがないこと。

(利用時間等)

第5条 共用設備の利用時間は、原則として、平日の午前9時から午後5時までとする。

(利用申請)

第6条 共用設備の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、所定の様式により、代表者に利用申請を行う。

2 代表者は、前項の申請があったときは、利用の可否について決定し、申請者に通知するものとする。

(予約方法)

第7条 前条の規定により、共用設備の利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、所定の方法により、共用設備の使用予約を行うものとする。

(管理者の設置)

第8条 代表者は、共用設備の運用上必要な管理を行うため、管理者を配置するものとする。

2 管理者は、当該共用設備の利用時間及び利用方法等について調整を行うことが

できるものとする。

(利用の中止等)

第9条 代表者は、共用設備の故障等により、その利用ができなくなったときは、利用を中止し、又は延期することができる。この場合において、代表者は、当該中止等の措置について、利用者に速やかに通知するものとする。

2 前項の利用の中止等の措置により利用者に生じた損害について、本学はその責を負わない。

(利用の停止等の措置)

第10条 代表者は、利用者がこの規程に違反したとき、又は共用設備の管理若しくは運用に重大な支障を生じさせたときは、当該利用者に対し、一定期間共用設備の利用を停止させ、又は利用の承認を取り消すことができる。

(報告)

第11条 代表者は、必要に応じて利用者に共用設備の利用状況等について報告を求めることができるものとする。

(利用者の協力等)

第12条 利用者は、センターが行う共用設備の正常な運用及び維持のための保守等に伴う要請に協力するものとする。

2 利用者は、共用設備を利用して得た研究成果を学術論文等により公表するときは、可能な範囲でセンターの共用設備を利用した旨を明記するものとする。

(利用料)

第13条 利用者は、別に定める利用料を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、科学技術創成研究院長が特に必要と認めた場合は、利用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料の納付)

第14条 本学が管理する経費による利用料の納付については、予算の振替により行うものとする。

2 前項以外の経費による利用料の納付については、本学の発する請求書に基づき、本学が指定する預金口座へ、本学が指定する期日までに、振り込むことにより行うものとする。

3 一度納付した利用料は、返還しないものとする。ただし、本学の責により利用を中止し、又は停止したときは、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 利用者は、施設及び備品等を汚損、損傷若しくは滅失したとき、又はこの規程及び許可条件に違反したことにより本学に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(法令等の遵守)

第16条 利用者は、共用設備の利用にあたっては、この規程のほか、大学の規則及び関連する法令等を遵守しなければならない。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、共用設備の運用に関し必要な事項は、別

に定める。

附 則

この規程は、令和2年5月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。